平成２２年（フ）第４００号
埼玉県三郷市東町370番地１三郷マンション504号
債務者　武内　麻理
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
埼玉県草加市旭町４丁目８番４号　第２東ハイツ105号、前住所埼玉県草加市金明町283番地33
債務者　出水　博夫
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３５号
埼玉県草加市旭町４丁目８番４号　第２東ハイツ105号、前住所埼玉県草加市金明町283番地33
債務者　出水　公子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
埼玉県越谷市新川町２丁目39番地１
債務者　赤澤かすみ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ８番301号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
埼玉県越谷市東大沢２丁目31番地35　ブルージュ鈴鳳301
債務者　青木　孝良
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３１５号
大阪市都島区内代町１丁目４番４号サンライフ内代402号、旧住所大阪市港区南市岡１丁目８番11号ルミエール南市岡601号
債務者　和氣　榮子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６９号
大阪府四條畷市南野６丁目１番８号マンショントワ302
債務者　薮下　貞次
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５０号
大阪市旭区高殿３丁目25番３―409号
債務者　田頭　直美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７４７号
大阪市住吉区苅田２丁目９番31―506号
債務者　松下　綾香
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６７号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番６―419号
債務者　渡邊　正克
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８８７号
大阪府東大阪市旭町12―29竹中好子様方、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町１丁目21番12号
債務者　滝本　　圭
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３０号
大阪市東淀川区柴島２丁目14番４―208号、申立時の住所大阪市北区中津７丁目４番５号スカイビル402号室
債務者　門岡　智樹
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４７号
大阪市旭区清水１丁目14番７号
債務者　石﨑　美香
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０７６号
大阪市大正区泉尾３丁目３番１号サントピア泉尾304号
債務者　別所　秀高
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４３号
大阪府豊中市寺内２丁目13番11―202号
債務者　川合　朋子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９３号
大阪市東淀川区東中島１丁目12番30―907号
債務者　鷹　　正浩
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部